

基本目標Ⅲ

仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

「小城市女性の活躍推進計画」

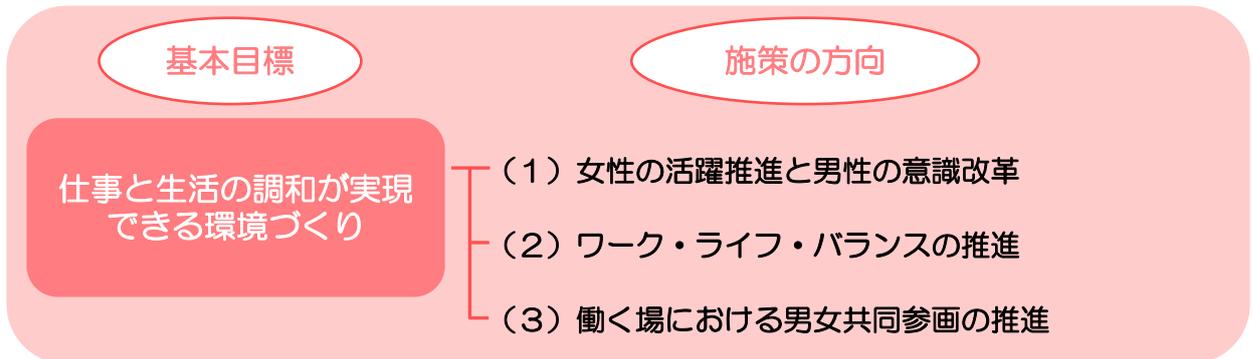
【基本的な考え方】

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりや、高齢者等が安心して暮らし続けられるよう介護支援策の充実を図り、仕事と育児・介護の両立ができる環境づくりを行います。

また、女性が十分に能力を発揮して職業生活において活躍できるよう、事業者に雇用形態や労働条件の整備を促進するための情報提供を進めます。

体系



【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
安心して子育てができるまちと思う市民の割合 (思う+どちらかといえば思う) ※総合計画アンケートより	78.7%	84.2%
市職員の管理職における女性登用率	11.9%	30.0%
ワーク・ライフ・バランスについて言葉や内容まで知っている市民の割合	19.2%	35.0%

## 施策の方向（1） 女性の活躍推進と男性の意識改革

### 【施策の目的】

すべての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面で活躍できるよう環境整備を図ります。また、男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けて、意識啓発を行います。

### 【現状と課題】

近年、働く女性は増加傾向にあり、仕事の他に家事、育児、介護等を同時に担っている女性も多い現状があります。

平成27年度に実施した「市民意識調査」によると、平日1日の平均家事時間は、男性の半数近くが「全くしていない」または「30分未満」と回答していることに対し、女性は3割以上が「3時間以上」と回答しており、家事における女性の負担が大きくなっています。また、休日においても同様に女性の家事の負担は大きくなっています。

女性の活躍推進のためには、子育て支援、介護サービスの充実を図るとともに、男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促し、男性の意識改革を図っていくことが必要です。



基本事業① 女性の活躍推進のための環境の整備

一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けるため、子育て支援及び介護サービスの充実を図ります。

No.	事業	担当課
21	子育ての手助けを必要としている人に対して子育てサポーターの利用促進を図る。	社会福祉課
22	保護者が安心して就労できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の充実を図る。	保育幼稚園課
23	保護者の多様な就労形態に応じた延長保育等の充実を図る。	保育幼稚園課
24	小児科医院等に併設した施設での病児・病後児保育を実施する。	社会福祉課
25	保護者が就労等で不在となる児童への安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを実施する。	教育総務課
26	介護の手助けを必要としている人に対して、介護者向けサービス等の利用促進を図る。	高齢障がい支援課
27	子育てや介護に関する悩み等を解消するため、相談体制の充実を図る。	健康増進課 社会福祉課 学校教育課 高齢障がい支援課



【数値目標】

事業 No.	指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
21	子育てサポーターの利用者数	1,957 人	3,000 人
22	保育所・幼稚園・認定こども園等の入所（園）者数	1,851 人	1,760 人
25	放課後児童クラブの入級者数	474 人	650 人

注) 事業No.22…今後、近年の人口動態から小学校就学前の児童の数が減少することが予想されるため、現状値より目標値の入所者数が少なくなっている。

基本事業② 男性の意識改革

男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促し、男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けた意識啓発を行います。

No.	事 業	担当課
28	男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発を行う。	企画政策課

## 施策の方向（２） ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【施策の目的】

長時間労働の削減を図るなど働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の重要性について周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する広報・啓発を行います。

### 【現状と課題】

平成 27 年度に実施した「市民意識調査」によると、「仕事と家庭生活」の優先度について、理想は「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考えている割合が6割以上となっていることに対し、現実には「仕事と家庭生活をともに優先している」と回答している割合は4割弱と少なく、理想と現実の間に大きな差が生じています。

こうした問題を解決するためには、仕事と家事・育児・介護や地域活動等を両立できるようワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠であり、市民や事業者に対して、啓発や情報提供等を行っていく必要があります。



基本事業① ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

それぞれの多様な生き方に合わせた働き方の選択が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行います。

No.	事業	担当課
29	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供する。	企画政策課
30	事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの研修会等を実施し、働き方改革を促す。	企画政策課

【数値目標】

事業 No.	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
29	ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信回数	-	2 回
30	ワーク・ライフ・バランスに関する事業所研修会等の開催回数	-	2 回



## 施策の方向（3） 働く場における男女共同参画の推進

### 【施策の目的】

男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家族的責任を両立し、多様な働き方の選択ができるよう、事業者に労働関係法令の周知・啓発を行い、男女がともに働きやすい環境づくりの推進を図ります。

市役所では、市職員一人ひとりが男女共同参画の視点で各種施策の推進に取り組み、市職員自身も仕事と子育て・介護等の両立を図れるよう必要な環境整備を行います。

### 【現状と課題】

平成27年度に実施した「市民意識調査」によると、職場における男女の平等感について『男性の方が優遇されている』と感じている割合が半数以上と多くなっており、性別役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られます。

雇用の場における均等な機会と待遇の確保を図るため、あらゆる分野での意識改革を進める必要があります。そのためには、事業者に対して労働関連法令の周知や男女平等の意識を高める取り組みを推進する必要があります。

しかし、現状では事業者へのコンタクト手段が確立されていないことから、今後は、事業者に対して、商工会議所や商工会等と連携を図りながら広報・啓発活動を充実させていく必要があります。

また、市役所が働く場のモデルとなり、市民や事業者に対して男女共同参画の推進を促すためにも、市職員が積極的に男女共同参画の視点で各種施策の推進に取り組むとともに、市役所が一体となって女性活躍を推進していくことが必要です。

基本事業① 男女がともに働きやすい環境づくり

男女の能力を十分に発揮することができ、お互いに支えあいながら家族的責任を果たせるよう、男女がともに働きやすい環境づくりの促進を図ります。

No.	事業	担当課
31	育児休業・介護休業の取得促進や女性の登用推進等について、事業者への啓発を行う。	企画政策課
32	家族経営協定の普及・支援を行う。	農業委員会



## 基本事業② 市役所における男女共同参画の推進

市職員が、男女共同参画の視点で各施策や事業を推進し、市役所が一事業所として、男女共同参画を積極的に推進する職場のモデルとなるよう、市職員への意識啓発と推進体制の整備を図ります。

No.	事業	担当課
33	男女共同参画についての理解を深めるため、市職員研修を実施する。	企画政策課
34	「女性の活躍推進法」に基づく、特定事業主行動計画を公表し、計画の内容を推進する。	総務課
35	市の管理・監督職に女性の登用を推進する。	総務課
36	市職員へ育児休業・介護休業制度等の周知を図り、取得促進に取り組む。	総務課

### 【数値目標】

事業No.	指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
33	男女共同参画に関する市職員研修会の受講者数	未実施	300人
36	男性市職員の配偶者出産休暇や配偶者出産時育児休業の取得割合	75%	100%

注) 事業No.33…例年研修を実施しているが平成27年度は未実施。

注) 事業No.33…平成27年4月1日現在の市職員(行政職)数349人。

参考) 事業No.36…小城市職員の勤務時間、休暇等に関する規則より

【配偶者出産休暇】配偶者が出産する時、出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日以内で取得できる休暇のこと。

【配偶者出産時育児休業】配偶者が出産する場合、出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間において、出産に係る子または小学校就学前までの子の養育のために5日以内で取得できる休暇のこと。